

国営総合農地防災事業 筑後川下流左岸地区

事業の概要

本事業は、福岡県の筑後川下流左岸地域に広がる水田5,491haの農業地帯において、地区のクリーク（貯水池 兼 用排水兼用水路）延長70.3kmの法面の保護整備を行うものである。

目的・必要性

本地区のクリークは、国営筑後川下流土地改良事業により1980年代～90年代頃までには場整備と一体となって造成され、用排水機能に加え、用水の貯留機能や降雨時の洪水調節機能を複合的に有している。

しかし、本地区のクリークは、地域の土壌特性と近年の自然的状況の変化により法面が弱体化し法面崩壊の危険性が顕在化している状況にある。

このため、本事業では、クリーク法面の保護整備を行うことにより、法面崩壊に起因する広域的な災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資するものである。

事業の効率性

・総費用総便益比の算定

区 分	算定式	数 値	備 考
総費用(現在価値化)	①=②+③	198,826百万円	
当該事業による整備費用	②	26,447百万円	当該事業費 33,800百万円
その他費用	③	172,378百万円	
評価期間(当該事業の工事期間+40年)	④	49年	工事期間 平成20～28年度
総便益額(現在価値化)	⑤	223,244百万円	
総費用総便益比	⑥=⑤÷①	1.12	

(注1) 総費用とは当該地域内において効果を発揮する一連の施設に係る費用であり、評価期間中の施設の資産価額、整備費用及び再整備費用である。

(注2) 百万円単位で四捨五入しているため、数値は算定結果と合わない場合がある。

(注3) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

・年効果額（便益額）

本事業では、クリークの法面保護を行うことにより、既存施設の機能が喪失せず、事業を実施しなかった場合と比較して年間約3,006百万円相当の農業生産性の維持向上、約7,185百万円相当の農地及び周辺に広がる宅地等における災害が未然に防止されるなどの効用により、農業生産の維持及び農業経営の安定化が図られる。

作物生産量の差	3,006百万円
営農に係る経費の差	513百万円
施設の維持管理費の差	△ 371百万円
被害額の差	7,185百万円
防火水槽設置費の差	128百万円
計	10,461百万円

日程・手続

平成19年度から、土地改良法に基づく土地改良事業計画の概要の公告等の手続を開始する予定である。

事業に対する決議

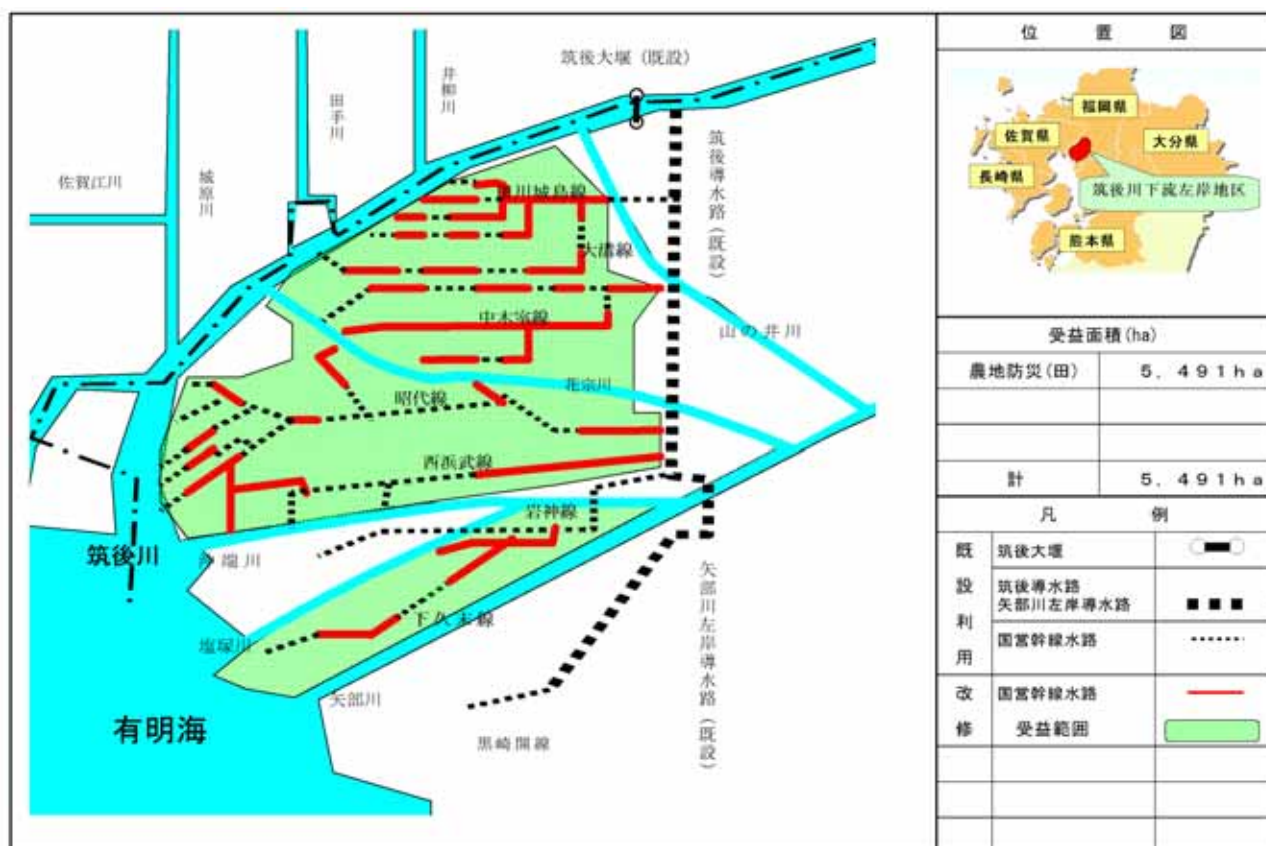
平成19年5月31日に、福岡県筑後川下流域農業開発事業促進協議会通常総会において、平成20年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	5,491ha		
2. 受益者数	9,518人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	クリーク（法面保護工）	70.3km	33,800百万円
4. 国営総事業費	33,800百万円		



平成20年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：九州農政局）（地区名：筑後川下流左岸地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成20年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：九州農政局）（地区名：筑後川下流左岸地区）

2. 優先配慮事項

【効率性・有効性】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
効率性	事業の経済性・効率性		①事業費の経済性・効率性の確保 ②コスト縮減についての具体的配慮	—	○ ○	A
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積あたり）	千円/ha・年	573	A
			農業産出額（事業地区市町村の面積当たり）	千円/ha・年	3,055	A
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	認定農業者の割合（総農家当たり）	%	8.5	A
			経営耕地面積（一戸当たり）	ha/戸	0.95	A
		農業生産基盤の保全・管理	災害防止効果（農業）	千円/ha・年	407	A
	農村の振興	農村の生活環境の整備	災害防止効果（一般資産＋公共資産）	千円/ha・年	901	A
		地域経済への波及効果	他産業への経済波及効果額（受益面積当たり）	千円/ha・年	—	—
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境関連効果額（受益面積あたり）	千円/ha・年	—	—

【事業の実施環境等】

評価項目			評価指標	単位	評価結果	評価
大項目	中項目	小項目				
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a a	A
		景観	①地域や事業の特性を考慮した調査・検討 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③地域住民の参加や地域住民との合意形成への取組み ④維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況	—	a a a a	A
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性	—	a a	A
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)(23条)の状況 ②漁協との協議(予備)の状況 ③その他着工前に重要な協議(予備)の状況	—	— — a	A
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ等)の事前了解	—	— —	—
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状況	—	a a	A
	事業推進体制		①事業推進協議会の設立 ②事業推進協議会から着工要望の提出	—	a a	A
	維持管理体制		①予定管理者の合意 ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意	—	a a	A
	営農支援体制		営農推進組織等(営農支援体制)の設立状況	—	A	A
	緊急性		周辺地域における重大な農業被害の発生見込みがある、または、過去に農業被害が発生している	—	A	A

平成20年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：九州農政局）（地区名：筑後川下流左岸地区）

3. 特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。